○農林水産省令第三十五号 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) を加え、同表の 一の項植物の欄中「ぶどう属植物(付表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の 一の項植物の欄中「ぶどう属植物(付表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の 一の項植物の欄中「ぶどう属植物(付別表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の 一の項植物の欄中「ぶどう属植物(付別表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の 一の項植物の欄中「ぶどう属植物(付別表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の付表に次のようにか正する。